



(立地企業に対する税制上の優遇措置等)

優遇措置略称	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
地域未来投資促進法による固定資産税の課税免除	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画であって、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準（先進性の確認等）に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの。	課税免除	固定資産税	3年間
中小企業等経営強化法による固定資産税の課税免除	中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けたもの。	課税免除	固定資産税	3年間

〈工場立地法の規制緩和〉

条例名	制定年月	規制緩和内容	条例内容
東近江市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例 <b>※規制緩和</b>	R1.12	○準工業地域 緑地面積率 10%以上 環境面積率 15%以上 ○工業地域 緑地面積率 5%以上 環境面積率 10%以上 ○用途地域の定めのない区域 緑地面積率 5%以上 環境面積率 10%以上	工場立地法に基づく緑地面積率等を市条例に基づき緩和したもの。 (参考：国規定) 緑地面積率 20%以上 環境面積率 25%以上